

# 伏見の工兵部隊

## — 工兵はそこで何をしていたのか —

武島 良成

The Military Engineer Corps in Fushimi

— What did the Military Engineer Corps Carry out there —

Yoshinari TAKESHIMA

*Accepted June 2, 2006*

**抄録:** 本稿は、伏見地区に駐屯していた工兵第16大隊（連隊）が、どこでどのような教練を行っていたかを分析するものである。昭和初期の予・後備役の勤務演習の史料を手掛かりに、渡河と築城に多くの時間が割かれていたことを指摘する。半面、銃器を扱う時間は少なかった。それは、歩兵の迅速な移動と突撃を支援するための教練だったのであり、必ずしも時代に合ったものではなかった。

**索引語:** 工兵, 日本陸軍, 戦争遺跡, 師団, 連隊

**Abstract:** In this report, I analyze where and how the 16th engineering battalion (regiment) stationed in Fushimi area drilled. I point out they were drilled in crossing rivers and fortification for a large part of training time by utilizing historical materials of those drills as duties by the (second) reserve in early Showa era. On the other hand, there was little time to treat firearms. It was the drill for supporting the rapid movement and charge of soldiers and could not necessarily fulfill the contemporary needs.

**Key Words:** military engineer, Japanese army, war remains, division, regiment

### はじめに

筆者は「京都師団の日常」（武島，2006）で、京都師団（歩兵第16・第53師団）が駐屯していた空間の、太平洋戦争直前の情景を、歩兵・砲兵連隊を中心に浮かび上がらせようとした。またそのことで、京都師団の「戦争遺跡」を文献史料と接続し、検証しようとした。本稿では引き続き、同師団の工兵隊（工兵第16大隊－1936年から工兵第16連隊）が、どこでどのような教練を、どのような割合

で行っていたのかを分析する。

工兵隊は、師団駐屯地からやや離れた伏見市街の南端に駐屯し、中部第41部隊と呼ばれていた。屯営は、現在京都市の公務員宿舎がある一帯であり、その西の南北に長い空間と、東側の現国家公務員宿舎の一帯が、専用の作業場となっていた。これらの空間には、現在でも多数の「陸軍省用地」と刻まれた標柱が残っている。また南方の伏見公園・桃陵中学校の辺りには小さな練兵場があり、隣接する宇治川では、渡河・架橋の教練を頻繁に行っていた。さらに、東方4キロの木幡の丘陵部に、広大な敷地の木幡作業場を設置し、日中戦争の頃から使い始めた。このように、工兵隊は3個中隊編成で規模は小さかったが、起居し教練をする空間はかなりの広域にまたがっていた。

工兵第16大隊について、既に戦友会が『工兵第十六大(連)隊史』(伏見工兵会、1988)を刊行しており、ある程度のことは知られることになっている。「スコップで土を掘り、櫓で舟を漕ぎ、綱で丸太を結ぶ」ことが教練の基本で、舟橋での架橋、爆破訓練なども行ったのだという<sup>注1)</sup>。同大隊は、師団工兵として標準的な甲工兵であり、それゆえに新式機械がなかなかまわってこなかったようである。同書には、執筆者たちにとって自明なことが略される傾向があるが、工兵監部に勤務した元中将・吉原矩の『日本陸軍工兵史』(吉原、1958)などと併読することで、理解を深めることができる。それは、例えば、工兵が教練の時に、分隊(約10人)、小隊(約60人)という単位を保たず、主に班(数名)、区隊(おおよそ小隊に相当)を単位として訓練を行ったことである。また同書により、工兵第16大隊の日常が、およそ日本の師団工兵の一般的なあり方だったことも確認することができる。

ただ、これらの著作を見ても、なお分明でない点が多い。それは例えば、教練の比率がどうだったのか、兵士がどの教練までを共通に行ったのか、師管の演習場を含め、どこで何を行ったのかという点である。またそれぞれの教練の中身についても、必ずしも容易にイメージが掴めるわけではない。教練で設置される鉄条網がどのようなもので、それをどうつくり破壊したのか、爆破教練とはどのようなものだったのか、明瞭な像が結べるわけではないということである。

筆者は、同大隊に関する大正後期～昭和初期の内部史料を、「港や書店」からまとめて入手した。各所に書き込まれた署名から、これは第3中隊の中川曹長が保管していたものと推定できる。以下、この史料群を「中川資料」と名づける。その中で陣中日誌はごく少量なので、毎日の状況を正確に再現するのはなお困難である。それでも、教練の内容や内務生活に関する史料は多数含まれている。中でも、1927年度と1928年度に予・後備役軍人に対して行った勤務演習(予・後備役軍人が毎年3週間程度受ける教練)の時間割が、特に注目できるものである。この教練は、予・後備役少尉など、戦時に小隊長になる者も参加するため、現役兵のものと乖離してはならない性格を持っていた。よってこれらは、現役兵がこなす各教練の割合や、重点の置き方を知る1つの手掛かりになるものだといえる。

もっとも、工兵を含めて、日本陸軍の兵隊は、1月に新兵として入隊してから、順次大部隊での教練を行っていくのが一般的なあり方だった。秋に師団規模での演習を行った上で、2年目の古兵が除隊し、翌年の初頭にまた新兵を迎えるサイクルだったのである。そのため、教練についても、時期による相違を前提として分析する必要がある。この点については、教育総監部が指示した「工兵隊教育順次表」(陸軍省大日記甲輯、1926、pp.234-243<sup>注2)</sup>)を参考にし、その他の史料と突き合わせながら肉づけを試みた。

なお、先の拙稿で取り上げた歩兵・砲兵連隊については、太平洋戦争の直前の話を扱った。それに対し、今回の話は、その10数年前のものである。とはいえ、この間『工兵操典』は大幅には改定されていないし、従前からの教練は、精神的要素を強調しながらほぼ維持された<sup>注3)</sup>。先の『工兵第十六大

(連) 隊史』を見ても、昭和初期から日中戦争段階にかけて、教練の内容が大きく変化したことを示唆する記事は見当たらない。乙車載式だけだった渡河作業の器材に、強度を増した甲車載式が加えられたり<sup>注4)</sup>、折畳舟が導入されるなどしたが、教練内容が大幅に変わったわけではなかったのである。大阪の第4師団の工兵隊(工兵第4連隊・工兵第44連隊－駐屯地は高槻)に関する元兵士たちの回想記と対照させても、本稿で扱う時期と太平洋戦争の直前とで、教練と装備には大きな変化がなかったことが読み取れる(工四四戦友会編集委員, 1977)。先の吉原中將も、結局日本の工兵は、「原始的技術に墮して最新最能率機械総合技術に欠けていた」「戦闘的戦技(特に突撃作業)を重視し幹部及び兵の純技術的優技を軽視す」とまとめている(吉原, 1958, p.117)。このような点から、本稿で提示するイメージは、1940年代にもある程度適用できるものといえる。

以下、第1章では、工兵第16大隊が行った各種の教練の軽重を分析する。その際、まず1年間の教練の流れを一般論として押さえる。その上で、工兵第16大隊の予・後備役の勤務演習の状況を参考に、どの教練がどれ程になされたのか、その比重を検討する。第2章では、それらの教練が伏見周辺のどこで行われたのかを分析し、さらに同大隊における教練の実相を掘り下げることにする。

## 第1章 教練の軽重

### 第1節 甲工兵の年間スケジュール

陸軍省は、1925年7月に『工兵操典草案』(陸軍省, 1925)を定めた。教育総監部は、これに対応させて同年11月に「工兵隊教育順次表」を発表し、翌年以後の工兵の年間教育の順序とした。これにより、工兵第16大隊などの、師団に付属する甲工兵のスケジュールは以下のようにされた。1月に入営した新兵は、4月下旬までの第1期に、各個教練、作業基礎教練、体操、銃剣術、射撃、執銃中隊教練、陣中勤務をこなす。その際、各個教練はほぼ完全に習得し、作業基礎教練もほぼ完全に習得し－ただし漕舟は概要のみ、銃剣術は直突の要領を会得し、執銃中隊教練は小隊での整列・側面縦隊の行進ができる程度になり、陣中勤務では行軍・宿営・歩哨勤務の概要を習得することが要請された。4月下旬に大隊長が検閲(チェック)を行い、初年兵はそこで一等兵に昇進するのである。

『工兵操典草案』によると、各個教練は、号令に応じて体を動かし、また行進について習得するものだった(第22～60条)。作業基礎教練は、土工、木工、漕舟、連結、植杭、火薬・火具の取り扱いの訓練だった(第178～203条)。その際に、土工では円匙(スコップ)や十字鍬、木工では鋸や斧の扱いに習熟することが求められた。漕舟は、鉄舟を櫓で漕ぐものだが、難しい作業だったようで、「工兵隊教育順次表」では第1期には完全な習得は求められなかった。連結では縄の結び方、植杭では槌や築頭で杭を打ち込む作業に慣れることが要請された。

一方、執銃教練など、歩兵と共通する戦闘訓練も一応は行うこととされた。『工兵操典草案』では、執銃中隊教練は、突撃の訓練まで行うこととされた(第147～152条)。しかし、上記の「工兵隊教育順次表」では、工兵に突撃までを求めてはいない。教育総監部も1925年8月の「工兵操典草案編纂理由書」(陸軍省大日記甲輯, 1925, p.487)で、工兵が「小銃ヲ執リ直接戦闘スルハ特異ノ場合ニ限ラル」とし、「戦時工兵ノ任務ノ大部ハ第二篇作業教練ノ練成ニ依リ達セラルヘク平時之カ訓練ニ大部ノ時日ヲ費ヤスノ要アル」としていた。理念の上ではともかく、運用上、戦闘訓練は二の次で、作業教練を中心に行うことが求められたことになる。

さらに7月上旬までの第2期には、これらに加えて、作業班教練、作業中隊教練を行うことになっていた。『工兵操典草案』は、作業班教練を、築城、渡河、交通、爆破、坑道の5つに分類していた(第204～233条)。ただし、「工兵隊教育順次表」では、この中で坑道作業は行わないことになっていた。坑道づくりは、既に工兵の主要な任務ではなくなっていたのである。この点について、工兵第44連隊長を務めた馬杉俊男も、坑道作業について、「日露戦争後十年間位は工兵隊は何れの隊も坑道作業を教育されたものであったが、其の後工兵全部が此の作業を訓練することは取止めとなり、各隊は第三中隊のみが戦時此の作業に当ることとなり、第一第二中隊は坑道教育は行はず渡河訓練を主とする事になったのである」と記している(馬杉, 1977, p.213)。

築城については、『工兵操典草案』では、散兵壕、交通壕、掩蔽部、障碍物の構築、突撃路の開設などをやることになっていた(第213～218条)。掩蔽部の構築は、主として掘開式について練習し、機関銃用掩蔽部もそれに準じて行うことになっていた。坑道式とコンクリート製のものは、構築法を習得させることが必要とされていた。「工兵隊教育順次表」でも、坑道式とコンクリート製は「構造ノ要領ヲ会得セシムル」と注記されていた。微妙な表現だが、後で見るように、工兵第16大隊の予・後備役召集兵への教練では、この2つは訓練から外されていたようである。上記のように坑道を軽視する風潮があったことや、コンクリートは費用がかかることからすると、一般にこれらはあまりつくられなかったのだろう。

渡河については、架橋と漕渡の訓練をすることになっていた(『工兵操典草案』第219～221条)。交通については、道路の構築と共に、敵の交通を妨害するために橋を爆破する訓練が求められた(第222～225条)。爆破については、火薬の梱包などをやることになっていた(第226～229条)。これらの班教練を中隊で統一的にやるのが中隊教練であり、その内容は実質的に上記のものと同様だった。なお、7月上旬の第2期検閲は、作業教練のみ、それも築城についてのみチェックがなされることになっていた。

さらに11月下旬までの第3期には、第1期・第2期の課目に加えて、執銃大隊教練、作業大隊教練、梱包積載、築営、師団秋季演習を行うことになっていた。『工兵操典草案』によると、執銃大隊教練の内容は大隊規模で隊形を組むものだった(第329～333条)。結局、工兵は最後まで、突撃などの本格的な戦闘訓練を行わなかったことになる。作業大隊教練も、それまでにやってきた教練を大隊規模でやるものであり、特別に新しい内容は含まれていなかった。梱包積載は、「年間教育順次」によれば、大小の行李器具と制式架橋器材について行うものだという。師団秋季演習は、概ね10～11月に実施するものだが、第3期の検閲はその前の9月に行うことになっていた。検閲の内容は、作業基礎教練と作業中隊教練の漕舟・渡河に関する部分だけだった。師団秋季演習については、前掲拙稿で触れたことがあるが、旅団単位、さらには師団単位で長期間の野外演習を行うものだった(武島, 2006, p.34など)。この秋季演習の後、2年目の古兵は早々に除隊した。そして翌年1月に新たに新兵を迎えたわけである。

以上が年間の流れである。工兵第16大隊に関する諸史料を見ても、ここから逸脱したことをやっていた様子は窺えない。ただ、作業教練の各課目の比重については、まだ分明ではない。次に、予備・後備役召集教育の様子を見ながら、その比重を検討することとする。

## 第2節 個々の教練の軽重

「工兵隊教育順次表」の適用2年目となる1927年に、工兵第16大隊は、予・後備役召集兵の勤務演

習を行った。これは8月6日から8月27日までの教練だった。3個中隊からなる同大隊のうち、第3中隊が作成したスケジュールが「昭和二年度 後備役召集兵教育日課予定実施表 第三中隊<sup>注5)</sup>」(中川資料)である。この実施表で、作業教練、執銃教練などは、「午前」「午後」の教練をそれぞれ1コマと数えると、全部で28コマが行われることになっていた。

その中で、最も時間が割かれたのは渡河・漕渡教練だった。その内容と順序は、架設撤収一班教練(10日午前、午後)、漕舟一班教練(11日午前)、漕舟及漕渡一班教練(11日午後)、架設撤収一班教練(15日午前、午後)、縦列架橋、漕渡一区隊教練(18日午前)、縦列架橋一中隊教練(23日午前)となっていた。後述する翌年のスケジュールと見比べると、24日の検閲も、おそらくは1日ばかりで渡河・漕渡のチェックをするものであり、18日の夜間演習も、渡河教練が中心だった可能性が高い。それらを併せると、教練時間は11コマになる計算である。また、班教練の時間が長いことも指摘できる。

教練時間がその次に長いのが築城だった。その内容と順序は、中掩蔽部構築一班教練(8日午後)、偽装要領一班教練(9日午後)、端末作業一班教練(13日午後)、鉄条網の構築一班教練(16日午後)、障碍物構築及破壊一班教練(19日午前)、側防機関の制圧一区隊教練(22日午前)となっていた。25日の検閲も、1日ばかりで築城作業のチェックをするものと推定できる。また20日午前の交通教練の中にも、築城区隊教練が入れられていた。これは、第一線の部隊と後方を繋ぐ交通壕をつくる教練だっただろう。この時の交通教練には、道路工事も含まれていたため、交通壕に使う時間を半分とすれば、築城は全部で8.5コマになる計算である。また、ここでも班教練の時間の長さを指摘できる。

このように、渡河と築城に割かれた時間が突出して多かったが、「重点教育課目」の印は、渡河については夜間演習と検閲以外の全てに付けられていた。これに対して、築城では、最後に行う側防機関の制圧にのみ付けられていた。この点からすると、時間数以上に、渡河・漕渡の重要性が飛び抜けて高かったことになるだろう。この他の作業教練は、爆破教練が1コマ(16日午前)、道路構築が0.5コマ(20日午前の半分)しか設けられていなかった。

以上、作業教練が28コマのうち21コマを占めるのに対し、執銃教練は3コマ(8日午前、9日午前、13日午前)、基本射撃は2コマ(12日午前、午後)、行軍は2コマ(17日午前の陣中勤務と19日の夜間行軍)しか置かれていなかった。工兵はまさに建設要員として特化されようとしていたわけである。

次いで、翌1928年の、同大隊が予・後備役召集兵に行った勤務演習について見る。第3中隊が作成した「昭和三年度 予備役勤務召集兵教育日課予定表」(中川資料)は、7月4日から7月25日までの教練計画である。先ほどの計算法を適用すれば、この間に体を酷使する教練は34コマが置かれていたことになる。そしてこの予定表でも、最も時間が割かれたのは渡河・漕渡教練だった。その内容と順序は、漕舟基礎教練(5日午後)、漕舟、漕渡一班教練(9日午前)、架設撤収一班教練(9日午後)、漕渡一班教練(10日午前)、架設撤収一班教練(11日午前、午後)、縦列架橋一中隊教練(14日午前、午後)、渡河一大隊集合教練(16日午前、午後)、漕渡一中隊教練(17日午後)となっていた。また11日の夜には渡河の班教練を、17日の夜には漕渡の中隊教練をやることになっていた。19日の検閲も、1日ばかりで渡河教練のチェックをするものだった。コマ数を計算すると、15コマと随分多い。内容は、前年の後備役の教練と同じく橋梁の架設と漕舟が中心で、それも班教練でやる時間が多かった。

またこの年も、その次に多いのは築城で、10コマが与えられていた。その内容と順序は、偽装の要領、鉄条網構築一班教練(13日午前)、器具による障碍物構築破壊一班教練(13日午後)、中掩蔽部、掩蔽機関銃座構築一班教練(18日午前、午後)、突撃作業、側防機能の制圧破壊一区隊教練(20日午前)、築城一大隊集合教練(21日午前、午後)となっていた。また13日の夜には、班教練で隠密(の

作業), 築城をなし, 23日は1日ばかりで築城教練のチェックをすることになっていた。この年の「重点教育課目」は, 渡河に関しては, 漕舟, 漕渡の班教練, 架設, 撤収の班教練, 縦列架橋の中隊教練の3つだけだった。少し減ったのは, 前年の教練で, 実質的に全てに重点を置いてしまった反省の結果だろうか。一方, 築城については, 1つも「重点教育課目」には入れられていなかった。この他工兵の作業教練には, 爆破教練(10日午後)と道路構築(7日午後)があった。

以上のように, 作業教練が34コマのうち27コマを占めていたのに対し, 執銃教練は3コマ(5日午前, 7日午前, 17日午前), 基本射撃は2コマ(6日午前, 午後), 行軍は2コマ(12日午前と午後の陣中勤務)置かれただけだった。この合計7コマというのは, 前年のものと同数だった。

以上, 教練の比重は, 圧倒的に渡河・漕渡に置かれ, 次いで築城に置かれていたといえる。作業教練の中でも, 爆破, 交通などに割かれる時間は少なかった。後述するように, 爆破教練は必ずしも体で覚え込んでいく性格のものではなかったもので, それ程頻繁にやる必要はなかったのだろう。また道路の構築も, 単純作業と認識されたためか, 先の「工兵操典草案編纂理由書」(陸軍省大日記甲輯, 1925, p.527)では, 「特ニ多クノ訓練ヲ要求セス」とされていた。さらに坑道については, スケジュールにさえも入れられていなかった。また, 執銃教練や射撃に割かれる時間が, 実際かなり少なかったことも確認できた。歩兵のように突撃の訓練をすることもなかったのである。

## 第2章 教練の場所と実相

本章では, 第1章で見た様々な教練が, どこで実施されたのかを検討する。その上で, これらの教練が工兵第16大隊でどのように行われたのかを, 具体的に掘り下げることにする。

### 第1節 教練の場所

教練の場所は, 『工兵第十六大(連)隊史』の第4章に加え, 同書に収められた大川貞一郎氏の回想記が詳しく解説している(大川, 1988, pp.145-153)。屯営の西側の作業場(正確な面積は不明: 東西約50メートル, 南北約200メートル<sup>注6)</sup>)と, 南側の伏見練兵場(4万8000平方メートル<sup>注7)</sup>: 東西約250メートル, 南北約200メートル)で, 様々な基礎作業や執銃教練を行ったというのである。丸太の連結作業を, 作業場と練兵場のどちらでやったのか, 記述が食い違っている部分もあるが, これは執筆者たちの記憶違いというよりも, 両方で行ったということだろう。同書は記していないが, 1928年には, 奈良電(現近鉄)の建設に伴い, 作業場と練兵場はそれぞれ1800平方メートル, 2300平方メートルが売却された。これにより, ほぼ東西10メートル, 南北400メートルの土地が削られたことになる。上に記した広さは売却後のものだが, 西側の作業場はますます細長くなってしまったことになる。

一方, 道路を越えた東側には, 8万1000平方メートル(東西約400メートル, 南北約200メートル)の東側作業場があった。ここは主に築城教練に使われ, 攻撃訓練用のトーチカや, 乗り越える訓練のための大きな壕がしつらえてあったという。『工兵第十六大(連)隊史』は, ここは手狭だったので, せいぜいで分隊教練までしか行わず, それ以上の教練は東方4キロの木幡作業場で行ったとしている。同書は触れていないが, 木幡作業場を買収したのは1935年なので, それ以前には専ら東側作業場で実施するしかなかっただろう。また, 木幡作業場が整備された結果, 1937年に東側作業場の半分近い3

万 9000 平方メートル、伏見練兵場の 3 分の 1 の 1 万 7000 平方メートルが売却されたのであり、これらもとから極端に狭かったわけでもなかった。ともあれ、木幡作業場は木幡の南東の丘陵部に設定されたが、面積は 48 万平方メートルであり、東側作業場の 8 倍もあった。ここで防御築城、攻撃築城の教練を行ったということである。『工兵第十六大（連）隊史』は、今でも若干の個人掩体壕が残っていると記している。

それから、屯営の南側、伏見練兵場のさらに南には、京阪電車宇治線を挟んで宇治川が流れていた。この付近が架橋演習場（渡河訓練場）であり、渡河教練は主にここで行われた。川幅は 100 メートル、流速は毎秒 1～1.5 メートルで、基本的な漕渡や架橋の訓練に適していた。使用頻度が高かったので、現在とは違い河原には草が生える暇はなかったのだという。また下流の左岸の中州で、湿地通過作業などもやったということである。この他、実弾射撃は、屯営の東北 2 キロのところにある、師団共用の大亀谷射撃場で行ったという。ただし、前掲拙稿で示したように、歩兵ですら実弾射撃の機会は多くなかったようなので（武島，2006，pp.38-39）、工兵がここを使うことはめったになかっただろう。

これらの他、京都師団が管理する各地の演習場に出向くこともあった。同師団は、宇治川を 7 キロばかり遡ったところに宇治廠舎を、宇治の南 5 キロには長池演習場（現城陽市）を、また滋賀県には饗庭野演習場（現高島市）を持っていた。既に筆者は、旧三谷村役場所有文書によって、師団が全般に、これらの施設を多用していなかったことを指摘した。工兵大隊（連隊）についても、1936 年の予定では、2 月 20 日～25 日に長池（陣中勤務）、6 月 17 日～30 日に饗庭野（築城）、10 月 9 日～17 日に長池（戦闘射撃及爆破）を使うことになっていただけだった。1937 年についても、5 月 24 日～6 月 23 日に饗庭野（築城）、7 月 16 日～8 月 15 日に宇治（渡河）、10 月 24 日～29 日に長池（爆破）が予定されただけだった<sup>注 8)</sup>。

もっとも、『工兵第十六大（連）隊史』は、漕舟技術が少し上達すると、岸を伝って宇治まで逆航したと記している。宇治川の上流は流速が早く（毎秒 5 メートル）、技術の向上に適していたので、廠舎まで至るかどうかは別として、宇治方面に行くことはかなりあったのだろう。1930 年には宇治町長が、観光の妨げになるので来ないでくれと申し入れた程である（「宇治演習場位置交換ニ関スル件」（陸軍省大日記乙輯，1930，p.1416)）。1925 年 3 月に歩兵第 16 師団經理部長が陸軍大臣に対して行った説明でも、屯営前の架橋演習場だけでは、3 中隊が同時に訓練をすることができないし、応用材料（制式の器具でない木材などを使うこと）での架橋訓練のためにも宇治地区が必要だと述べられていた（「土地借入ノ件」（陸軍省大日記乙輯，1925，pp.2222-2224)）。

## 第 2 節 教練の中身

### a 作業基礎教練

次に、それぞれの教練の中身について、もう少し掘り下げてみる。まず、作業基礎教練の実態について検討する。作業基礎教練は、1925 年 7 月の『工兵操典草案』により、土工、木工、漕舟、連結、植杭、火薬・火具の使用を内容とすることが明記され、それらの技術を班教練以降に生かすことが目指されたものだった（第 178～203 条）。土工は円匙や十字鋤を使い、土を掘ったり積み上げたりする作業だった。『工兵第十六大（連）隊史』によると、隊では数時間に及ぶ「連続土工」がなされたという。歩兵は 1 時間に 1 立方メートルを掘るが、工兵は 1.2 立方メートルを掘れといわれ、厳しい訓練が

なされたのだという。工兵第 44 連隊では、作業をしたまま仮死状態になる者もいたということで（向井，1977，p.239），一般に厳しい教練だったようである。複数の中隊がこの教練をやる時には、相手がやめるまで何時間も続ける「ねばり競争」もなされたのだという。

漕舟については、『工兵操典草案』で、主に櫓で鉄舟，全形舟（鉄舟 4 艘を繋ぎ板を渡したものの），門橋（全形舟を 2～3 艘繋いだもの）を漕ぐものとされていた（第 193，194 条）。また，持久力をつけることも教練の目的とされた（第 192 条）。『工兵第十六大（連）隊史』は，この教練も厳しいもので，流速が早くても一挺櫓で漕ぎ上ることを求められたとしている。先の，慣れると宇治まで逆航したというのはこの教練のことである。

連結は，縄，綱，鉄線などの結束について訓練するものだった（第 197 条）。『工兵第十六大（連）隊史』は，多くは荷造綱（長さ 4 メートルぐらいの麻縄）で行ったとし，例えば「巻 3 回割 2 回始め」という号令を受けて，2 本の丸太や角材を縛ったのだという。隙間がないようにしっかり締まるまでやらされ，最後は時間の制限も付けられたということである。

それから，木工は，斧，鋸，鉞，螺錐の扱いに慣れるもの（第 191 条），植杭は杭の打ち込み方を練習するものだった（第 199 条），これらは，1925 年の操典の改正で，全員が行うことが明記されるようになったものだった。工兵学校の上村友兄大佐の口述によると，これ以前には特業手がやるか，そもそも重要な訓練ではないと見なされていたのだという（「基礎教練二関スル研究」（中川資料））。しかし，この時の操典の改正にもかかわらず，『工兵第十六大（連）隊史』には，木工・植杭に関する話はほとんど現れない。西作業場に，角材による木工作業の台があったということや，植杭で各種の杭を打ち立てたという記述がある程度である。また工兵第 44 連隊の戦友会が発行した『たちばな』でも，土工や漕舟の件は多数出てくるが，木工・植杭の話は見当たらない。これは，木工・植杭は，専門技術者（例えば大工経験者）が担当するものだという考えが残りに続けたからではなかろうか。

最後の火薬・火具の使用は，点火具の装着，火具，送電線の接続・点火法について練習するものだった（『工兵操典草案』第 202 条）。工兵第 16 大隊に関するところでは，班教練の段階での，火薬に触れる作業についての史料が残っている（後述）。しかし，基礎教練の際の実態に迫るようなものは入手できていない。それでも，工兵第 44 連隊については，庄司広美氏が詳しい体験記を載せている（庄司，1977，pp.126-129）。初めて火薬を扱うのは入隊後 50 日ぐらいで，淀川の架橋演習場で実施した。導火線，雷管，爆薬（黄色薬）の結び方を聞き，結んだ上で名札を付けた。1 度に 5 名ぐらいが横一列になり，マッチ棒で点火した。40 秒で爆発するのだが，全員が点火してようやく「後え」の号令がかかった。そこで一目散に退避したのだという。回を重ねるごとに不点火もなくなり，黒色薬爆破，電気爆破などをやっていったということである。

#### b 渡河・漕渡教練

上記の基礎教練をベースとして，5 月頃からは，班・中隊教練がなされることになっていた。さらに 7 月頃からは，大隊単位での統一的な教練も行われた。これらの教練で，特に渡河と築城に重点が置かれたのは，先に述べた通りである。

ここではまず，渡河・漕渡教練について掘り下げる。工兵第 16 大隊の 1927・1928 年の予・後備役召集者の勤務演習では，班・中隊教練として漕舟，漕渡，架設撤収，縦列架橋の 4 種類をなすことになっていた。漕舟は「工兵操典草案」では，基礎教練に入れられていたが，習得が難しかったため，班教練として行うこともあったのだろう。漕渡は，漕舟の技量をもとに，対岸まで漕ぎ渡すものだった。



『架橋教範』第 163 条では、通常は全形舟と門橋を使うとされていた（陸軍省、1938）。また長時間の連続渡河には、漕手の交代に配慮することが喚起されていた。この門橋の構築も、板や縄を使う複雑なもので、班長 1 人と兵士 12 人で行う大掛かりなものだった。鉄舟 4 艘を全形舟に組み、それを 2～3 個繋ぎ合わせて橋節門橋にするのだった（「車載式架橋器材使用法」（陸軍省大日記乙輯、1926、第 28～31 条）。『工兵第十六大（連）隊史』は、作業が 4 分以内に終わらないと何度でもやり直しをさせられたとしている。同書によれば、川幅が狭い宇治では、綱を使って門橋を渡す訓練もやったようである。

その次の架設撤収、縦列架橋だが、制式器材を使う架橋が縦列架橋なので、両者は基本になる作業と最終目標という程度の違いしかなかった筈である。架ける橋には、水深が 2 メートル以下で流速が 1 メートル 50 センチ以下の時に対応できる架柱橋と、水深が 50 センチ以上の時に対応できる舟橋があった。ただし、『工兵第十六大（連）隊史』には、架柱橋の話は見当たらない。屯営前の宇治川はかなり水深があったため、架柱橋を架ける機会は少なかったのかもしれない。

一方、舟橋を架ける手順は「車載式架橋器材使用法」に詳しい。工兵第 16 大隊は、これに準拠して 1922 年 9 月 20 日に、「縦列材料ニ依ル縦隊橋架設ノ為メ各班作業手動作一覽表」（中川資料）を定めた。その際の班編成とそれぞれの役割は次のようになっていた。1 班（6 名）：橋脚舟（門橋）の設置、2 班（6 名）：橋脚舟（門橋）の設置、3 班（6 名）：上流投錨、4 班（6 名）：下流投錨、5 班（9 名）：桁の運搬と配置、6 班（9 名）：板の運搬、7 班（11 名）：桁駐栓嵌入、板の敷置、縁材の結束、欄干の構成、模合綱の取り扱い。これらは、班長の下士官が省かれた数字なので、人数は全部で 60 人になる計算である。これらの班が、「立テ」「置ケ」などの簡略な号令と共に、舟を運び、場所を調整しつつ、器材の爪をはめ込み、板を渡し、最後は縄で結束したのである。『工兵第十六大（連）隊史』は、一斉に作業に取り掛かる「一斉架設」だと 10 分内外で出来上がるが、通常は川岸から順次架設する「逐次架設」の方法をとったとしている。

また撤収作業は、「車載式架橋器材使用法」の第 77 条などでは、架橋の時と同一の編成で、逆の作業をやることになっていた。「解ケ」の号令でまず縄を解き、次いで「板除ケ」で板を外していくのだという。梱包については、第 3 期から行うのが決まりだが、「架橋材料之受授法」（中川資料）第十によれば、最後は梱包して小隊の右翼から荷車に積むということである。

### c 築城教練

次に、築城教練の内容を見る。1927・1928 年の予・後備役召集者の勤務演習は、班・中隊教練として中掩蔽部・掩蔽機関銃座構築、偽装要領、端末作業、鉄条網構築、障害物構築・破壊、突撃作業・側防機関の制圧をなすことになっていた。先に見た基礎作業教練の土工、木工、連結、植杭などが、その実践に役に立つことになる。

まず、中掩蔽部・掩蔽機関銃座構築だが、「野戦築城教範」（工兵第 16 大隊版－中川資料<sup>注 9</sup>）では、中掩蔽部は 15 センチ榴弾砲に耐えるもので（第 84 条）、通常は 6 メートル厚のものを、コンクリート製の時には 1 メートル厚のものをつくることになっていた（第 86 条）。ただし、「工兵操典草案編纂理由書」（陸軍省大日記乙輯、1925、p.525）は、坑道式・コンクリート製の掩蔽部は、材料と日時の関係で「練習程度」を低下させるとしていた。工兵学校が発行したと考えられる「築城」（中川資料）という冊子でも、主として木鉄製のものをつくらせられていた。実際、コンクリートは多用されなかったのだろう。また「野戦築城教範」では、機関銃用の掩蔽は、銃座を守るものと規定されていた。「築城」

では、その構築は、特に銃眼部の結構（結束と構築）に意を用いるものとされていた。「野戦築城構築物所要材料及器具員数表」（中川資料）で示された材料は、標準的な掩蔽部（第18～29図）では支柱3、杭23、板20、丸太20～27、土嚢30、繫材6、釘24である。機関銃掩体には、杭34、板4と、掩蓋に使う板3、丸太13が必要なのだという。「機関銃座構築図」（中川資料）は、140センチ四方の中央部を1メートル掘り下げ、その周囲に壕を築くものだった。これらの掩蔽は、まさに木と土の作品だったといえる。

偽装要領については、「野戦築城教範」によって、努めて天然の材料を使う（173条）、樹枝・雑草を使用する（174条）、人工材料の偽装には偽装網、迷彩などを使う（175条）、壕を仮装するには偽装網で覆う（178条）、鉄条網の光沢は消す（184条）などの要領が示されていた。同教範は、偽の陣地の構築についても言及しており（187条）、その種の訓練がなされた可能性もある。「工作時間実施統計表」（中川資料）によると、偽装には例えば束柴6を使い、4人が17分で斜板を覆う作業をすることになっていた。

次の端末作業は、攻撃陣地を敵の眼前で逐次掘り進める訓練だった。『工兵操典草案』の第214条と、先の「築城」では、主に端末作業法で散兵壕と交通壕を掘進するとされていた。先の「工兵操典草案編纂理由書」によると、この言葉には歩兵なども実施できる容易な作業という意味が込められているのだという（p.525）。これが実質的に、日本陸軍の攻撃築城（陣地をつくりながら敵陣に接近すること）の内容だった。工兵第16大隊は、これらの要項を受けつつ「参考近迫作業」（中川資料）という冊子をつくり、その教練方法を研究した。そこで採用されたのは、5人で1つの班をつくり地下30センチのところを掘り進む穹窿壕、上面が露天となる無胸壕などだった。いずれも、屈伸のペースは1時間に80センチとされた。また、このような第一線陣地と後方を繋ぐため、交通壕が設置されることになっていた。「野戦築城教範」では、第一線の中隊1つにつき少なくとも1つは設置する（第272条）、努めて地形や地物を使い、時には壕内から敵を撃てるようにする（第274条）、通常は露天だが重要なところは暗路とする（第275条）、などとされていた。

その次の、鉄条網の構築・障害物の構築と破壊というのは、字面の通りに読むならば、鉄条網の破壊作業が抜けているようである。それを、障害物を破壊する訓練の中でまとめて行うのか、次に見る突撃作業・側防機関の制圧の中でのみ行うのかは不明である。構築すべき鉄条網については、「野戦築城教範」によれば、高さは平均1メートル20センチで（第128条）、太さ10センチで長さ180～250センチの杭と、鉄線（有刺鉄線を含む）を使い、築頭、大槌、鉄条鋏、鉄槌で設営作業をすることになっていた（第129条）。作業の順序は、まず植杭班が杭を打ち込み（第131条）、次いで鉄線班が3～4名に分かれて線を張るということである（第132条）。先の「工作時間実施統計表」によると、1人が1メートルを17分で仕上げる計算だという。

鉄条網以外の障害物は、「野戦築城教範」の第124条で鹿砦が指示されていた。鹿砦は目立つし破壊されやすいが、木製なので材料を得やすいということである（第147条）。「工作時間実施統計表」では、例えば拒馬（三角に組んだ鉄板に鉄線を張り巡らしたもの）は、10人が1時間30分かけてつくるものだとされていた。その破壊には、鉄条鋏、鎌、鋸か破壊筒（爆薬を筒状にしたもの）を使い（第215条）、鉄柵については通常は破壊筒を使うことになっていた（第223条）。

最後の突撃作業・側防機関の制圧は、教練の仕上げとして区隊レベルで実施することになっていた。その内容は、先の「築城」によると、①鉄条網や鹿砦を器具・爆薬で破壊して、歩兵の突撃路を開設する。②敵の側防機能を爆薬、煙、火焰で破壊、制圧するということである。「野戦築城教範」では、

隠密にやる時には静粛に行い、強行する時には損害を顧みず迅速に行うとされていた（第 204 条）。鉄条網の破壊には、鉄条鋏・障害物破壊筒を使い（第 206 条）、破壊後、すぐに駆けつけて杭や鉄線を除去するということがあった（第 207 条）。破壊の際には 5 人で班をつくり、鋏で切った鉄線は地中に埋めるが（第 208 条）、強行する時には裁断し（第 209 条）、電流が流れているなら爆破することになっていた（第 210 条）。側防機能の破壊については、爆破できないならば煙や火焰を使う（第 226 条）、地上から近接できないなら地下から近づくことになっていた（第 229 条）。

#### d 交通教練と爆破教練

『工兵操典草案』は、交通教練と爆破教練についても、班教練として行うことを指示していた。実際、1928 年の予・後備役召集兵への教練では、短時間とはいえ交通班教練を行うことになっていた。両教練には、爆薬で敵の橋梁を破壊したり、岩を崩して道路をつくるなど、重なる部分があった。が、これらは「交通教範」に含まれる内容なので、交通教練に分類されていたものなのだろう（「交通教範」（陸軍省大日記乙輯，1936））。一方、爆破に関する「爆破教範」は、技術的な解説に終始したものであった（「爆破教範」（陸軍省大日記乙輯，1934））。『工兵操典草案』でも、爆破は中隊教練としては行わないことになっていた。おそらく、爆破の班教練は、基本技術をより深めるような内容にとどまっていたのだろう。

一方、交通教練の具体的な実施例については、上記の件にかかわる 3 例の史料を入手できた。少し古い史料だが、工兵第 16 大隊の中川伍長（当時）の 1918 年「参考綴」（中川資料）の中に、次のような史料が入っている。1 つは 9 月 23 日付けの中隊長への報告書である。これは、京阪電車の鉄橋を 6 人で爆破するという想定で、測量をして必要な爆薬量を計算し、導火線や雷管付きの長い薬包をつくるものだった。作業時間は 1 時間とされていた。この史料が計画を提示したものなのか、実施報告なのかは不明である。もう 1 つは、同じように電気軌道の橋床を 12 人で爆破するというものだった。実施日は 9 月 28 日で、作業時間は 1 時間 20 分になっていた。薬量や導火線の接続についても、細かな記述がなされていた。

また、これらとは別に、実際に市民のための道路を建設した事例もある。1927 年 9～10 月に、工兵第 16 大隊第 3 中隊が花山山道の構築を行った。これは、京都大学が清水寺の裏山につくろうとしていた天文台に至る道だった。「花山山道路構築作業ニ関シ訓示」「花山々道路構築中隊編成表」（共に中川資料）を見ると、9 月 27 日から 3 週間の予定で工事をしたのだという。工事には 133 人が当たったというので、中隊の過半数が出動していたことがわかる。さらに翌 1928 年 1～2 月には、宇治川上流の天ヶ瀬付近で、爆薬を使いながら道を開削したこともあった（「宇治川上流天ヶ瀬附近石工演習記事」（中川資料））。

#### e 秋季演習

9 月に第 3 期教練を終えると、10、11 月には師団レベル、時には他の師団との共同演習が行われることになっていた。前掲拙稿で触れたが、第 16 師団の秋季演習は、京都、滋賀、三重、奈良などを行軍しながら模擬戦を行うものだった。工兵第 16 大隊もこれに参加したようで、1921、1922、1927 年の秋季演習に関する史料が残っている（「大正十年十一月残留間書類綴」「大正十一年度秋季演習給養一般ニ関スル報告」「昭和二年度秋季演習編成表」による（全て中川資料））。1921 年には 11 月 7 日～20 日に、1922 年には 11 月 1 日～19 日に、1927 年には詳しくはわからないが、11 月に加わったようであ

る。またこの行軍に備え、少し前の時期に屯営の周辺で中距離の行軍を重ねていた。中川資料に収録された地図によると、第1中隊は、1927年10月25日には枚方を経由して40キロを、28日～29日には嵐山を経由して46キロを、11月1日には南郷・膳所を経由するルートの行軍計画を立てていた（「10月25日地図」「10月28日地図」「11月1日地図」による）。

この師団秋季演習では、各部隊の集合の途中で、諸兵連合演習を行うのも一般的だった。本来の規定では、師団秋季演習の期間は8日間に過ぎなかった（「陸軍演習令」（陸軍省大日記乙輯，1931，p.11））。上記の日取りと対象させると、通常は諸兵連合演習も同時に行うものだったといえよう。ところが、先の吉原中將は、連合演習は工兵についてはほとんど無意味だったとしている。秋季演習についても、単に器材を携行して行軍するだけだったとし、訓練とは認められないと述べている（吉原，1958，p.189）。

吉原中將は、唯一の工兵的演習として、特別工兵演習をあげている。ただ、これも、予算が決まっていたために2年に1回にせざるを得なかったということである（吉原，1958，p.189）。筆者が確認できたところでは、1933年度と1935年度の特別工兵演習に、工兵第16大隊の大部分が参加していた（「昭和8年度特別工兵演習二関スル件」（陸軍省大日記乙輯，1934，p.11,20,43,94,100）、「昭和10年特別騎兵演習並特別工兵演習参加団体ノ件」（陸軍省大日記乙輯，1935，p.848,858））。1933年は、9月23日～29日の高師原（現愛知県豊橋市）での防御陣地の構築・搜索の演習、1935年は、9月18日～26日の利根川河口での渡河演習だった。いずれも、管区の師団（豊橋を管轄する第3師団、利根川河口を管轄する第1師団）が歩兵や砲兵を出動させ、工兵と共同で訓練をするものだった。渡河の方の報告書は残っていないが、築城の方では、歩兵と工兵の連携の不充分さが指摘されたようである。普段、共同での教練をほとんど行っていない以上、これはある意味当然の結果だった。工兵の教練にはそのような限界が含まれていたのだった。

## まとめ

以上、昭和初期の工兵第16大隊が、伏見近辺のどこでどのような教練をしていたのかを分析した。新兵は1月に、伏見市街南端の屯営に入り、4月下旬までの第1期に、号令に合わせて体を動かすことを覚えさせられ、さらに銃の扱い方を教えられた。とはいえ、散開しての射撃法や突撃のやり方を学ぶことはなく、この第1期の段階から、各種の作業基礎教練に力が入れられた。そして、スコップで何時間も壕を掘る土工や、1本の櫓で鉄舟を操る漕舟など、厳しい教練が行われた。また、木を縄で隙間がないように繋ぎ止める連結や、各人が火薬を実際に爆発させる爆破も実施した。

7月上旬までの第2期には、これら土工や漕舟の技能を生かしつつ、班・中隊単位での渡河や築城の教練も行われるようになった。渡河・架橋には最も力が入れられ、対岸まで門橋で漕ぎ渡すことや、手際よく舟橋を組み立てる練習が繰り返された。その次に重視されたのが築城であり、木材を使って掩蔽をつくったり、敵前で半地下式の坑道を掘り進める訓練がなされた。これらはいくまで『工兵操典草案』の「築城」に当たる作業であり、本格的な地下壕をつくる教練はなされなかった。築城の総仕上げとして、突撃路を開くために敵陣を破壊する練習もなされ、鉄条網の切断や爆破が行われた。これらの他、橋梁の爆破や道路工事の教練も一定程度には行われた。その半面、本格的な射撃戦や突撃のやり方については、この段階でも学ばなかった。第2期の後、大隊で統合してなされる大隊教練も

行われ、9月には第3期の検閲が実施された。

これらの教練のうち渡河・架橋などは、屯営の南部の宇治川で行われた。技術が向上すると、流れが速い宇治町の辺りまで遡ることもあった。築城は主に屯営東部の作業場でなされ、日中戦争が始まった頃からは、東方4キロの丘陵部にある木幡作業場も使われた。屯営の庭や伏見練兵場は狭かったが、ここでも基礎教練を行うことは可能だったようである。また、師団の他の連隊と同じように、長池や饗庭野など遠隔地の演習場を使うことはあまりなかった。

10月頃には、秋季演習に備えて、京都周辺で40キロ程度の道のりを歩く行軍も行われた。そして概ね11月に、歩兵第16師団の秋季師団演習が実施され、工兵第16大隊もそれに参加した。この演習は、滋賀県や奈良県の山中を行軍しながら、模擬戦を行うものだった。しかし、工兵はただ随伴するだけになる傾向があったようである。この演習が終わると2年目の古兵が除隊し、翌年1月に新兵を迎えたのだった。

このような工兵第16大隊の教練は、主に、歩兵がスムーズに移動し、敵陣に突撃をかける手助けを意識したものだった。歩兵が速戦即決で勝敗を決めるのに、いわば手作業で貢献しようとしたのである。周知のように、このような戦法は、欧米列強との戦いに通用するものではなくなりつつあった。教練の厳しさゆえに、精鋭・精強だという自己認識が生まれていたのなら、現実との距離はいよいよ広がった筈である。そして、兵士へのしわ寄せはますます増大することになった。

## 注

注1) 同書の第4章を参照。以下、特記のない限り、同書の引用は81～91頁による。

注2) 本稿で引用する陸軍省大日記は、アジア歴史資料センターのデータベースに依拠している。このデータベースでは史料のタイトルが漢字と平仮名で記されているが、誤記が多い。本稿では、防衛庁防衛研究所図書館が所蔵する現物に合わせて、漢字とカタカナでタイトルを付けた。ページ番号についても、原史料で使われている通し番号を付けた。

注3) 「工兵操典編纂要旨ニ関スル件」(陸軍省大日記甲輯, 1940, p.1569など)を参照。

注4) 日本陸軍は、明治以来、乙車載式という渡河器材(架柱や板や鉄舟がセットになったもの)を使い続けてきた。1930年には甲車載式が制式となったが、これは柱や舟の寸法・強度を高めたものであり、組み立ての要領はほとんど変わらなかった(「器材制式其他審議ノ件」(陸軍省密大日記第2冊, 1934, pp.887-898など))。

注5) これらの史料では、「予備役」「後備役」の語が使われているが、前後に綴られた召集者の名簿を見ると、予・後備役の両方が加わる演習だったことは明らかである。

注6) 以下の東西南北の長さは、面積をもとに筆者が概算したもの。

注7) 以下の各作業場・練兵場の広さや売買の過程は、次の諸史料を参照。「伏見練兵場及工兵第16大隊作業場」(陸軍省大日記乙輯, 1928, pp.1749-1754), 「工兵第16大隊作業場買取ノ件」(陸軍省大日記乙輯, 1936, pp.634-635), 「土地用途廃止ノ件」(陸軍省大日記乙輯, 1938, pp.1093-1094)。

注8) この史料については、(武島, 2006, p.49)を参照。

注9) これは教育總監部の「野戦築城教範」の改定版に準拠したものだが、微妙に文面が異なっている。工兵第16大隊ではこれが使われたのだろう。

## 引用文献一覧

- 伏見工兵会, 1988年, 『工兵第十六大(連)隊史』(私家版)  
 工四四戦友会編集委員, 1977年, 『たちばな』, 橘会  
 馬杉俊男, 1977年, 「日支事変及大東亜戦の戦歴」, 工四四戦友会編集委員『たちばな』: 197-216頁  
 向井和孝, 1977年, 「軍隊生活の思い出」, 工四四戦友会編集委員『たちばな』: 239-243頁  
 大川貞一郎, 1988年, 「兵営や演習場の跡と記念碑等」, 伏見工兵会『工兵第十六大(連)隊史』: 145-153頁  
 陸軍省, 1925年, 『工兵操典草案』, 武揚堂  
 陸軍省, 1938年, 『架橋教範』(1918年改定), 一二三館書店  
 庄司広美, 1977年, 「肝を冷やした爆破演習」, 工四四戦友会編集委員『たちばな』: 126-129頁  
 武島良成, 2006年, 「京都師団の日常」, 『京都教育大学紀要』108号: 33-51頁  
 吉原矩, 1958年, 『日本工兵史』, 九段社

## アジア歴史資料センターデータベース

- 「土地借入ノ件」(歩兵第16師団経理部長が1925年3月27日に陸軍大臣に報告したもの)(陸軍省大日記乙輯 大正14年)  
 「工兵操典草案編纂理由書」(1925年8月に教育総監部が作成)(陸軍省大日記甲輯 大正14年)  
 「軍隊教育ニ関スル訓令ノ件通牒」(1925年11月20日付けで教育総監部が指示)(陸軍省大日記甲輯 大正15年)  
 「車載式架橋器材使用法」(陸軍省大日記乙輯 大正15年)。  
 「伏見練兵場及工兵第16大隊作業場」(陸軍大臣と歩兵第16師団経理部長・大蔵大臣が1928年にやり取りした書類)(陸軍省大日記乙輯 昭和3年)  
 「宇治演習場位置交換ニ関スル件」(1930年に陸軍大臣・歩兵第16師団経理部長・宇治町長がやり取りした書類)(陸軍省大日記乙輯 昭和5年)  
 「陸軍演習令」(陸軍省が1924年3月に制定)(陸軍省大日記乙輯 昭和6年)  
 「昭和8年度特別工兵演習ニ関スル件」(1933年の特別工兵演習に関する書類)(陸軍省大日記乙輯 昭和9年)  
 「爆破教範」(陸軍省が1927年に改正)(陸軍省大日記乙輯, 昭和9年)  
 「器材制式其他審議ノ件」(陸軍技術本部が1930年5月に印刷した書類など)(昭和9年 陸軍省密大日記第2冊)  
 「昭和10年特別騎兵演習並特別工兵演習参加団体ノ件」(1935年の特別騎兵・工兵演習に関する書類)(陸軍省大日記乙輯 昭和10年)  
 「交通教範」(陸軍省が1918年に改正)(陸軍省大日記乙輯 昭和11年)  
 「工兵第16大隊作業場買取ノ件」(歩兵第16師団経理部長が1935年5月23日に陸軍大臣に報告したもの)(陸軍省大日記乙輯 昭和11年)  
 「土地用途廃止ノ件」(歩兵第16師団経理部長が1937年5月28日に陸軍大臣に報告したもの)(陸軍省大日記乙輯 昭和13年)

「工兵操典編纂要旨ニ関スル件」（1940年2月10日付けで教育総監部第2課が作成）（陸軍省大日記甲輯 昭和15年）

### 中川資料

- 「参考綴」（中川伍長が1918年の書類を綴ったもの）
- 「大正十年十一月残留間書類綴」（工兵第16大隊第3中隊の1921年秋の書類綴）
- 「大正十一年度秋季演習給養一般ニ関スル報告」（工兵第16大隊第3中隊が1922年に作成）
- 「参考近迫作業」（工兵第16大隊が1925年6月に作成）
- 「基礎教練ニ関スル研究」（上村友兄大佐の1926年度甲種学生への口述）
- 「昭和二年度後備役召集兵教育日課予定実施表」（工兵第16大隊第3中隊が1927年に作成）
- 「花山々道路構築中隊編成表」（工兵第16大隊が1927年に作成）
- 「花山山道路構築作業ニ関シ訓示」（工兵第16大隊長の1927年9月26日の訓示）
- （仮タイトル）「10月25日地図」, 「10月28日地図」, 「11月1日地図」（工兵第16大隊第1中隊の1927年の行軍計画）
- 「昭和二年度秋季演習編成表」（工兵第16大隊第1中隊が1927年に作成）
- 「宇治川上流天ヶ瀬附近石工演習記事」（工兵第16大隊が1928年4月5日に作成）
- 「昭和三年度 予備役勤務召集兵教育日課予定表」（工兵第16大隊第3中隊が1928年に作成）
- 「野戦築城教範」（陸軍省の編纂物を工兵第16大隊がアレンジしたと見られるもの）
- 「架橋材料之受授法」（作成者不明）
- 「機関銃座構築図」（作成者不明）
- 「工作時間実施統計表」（作成者不明）
- 「築城」（工兵学校が作成した冊子）
- 「野戦築城構築物所要材料及器具員数表」（作成者不明）

### 高島市教育委員会所蔵史料

三谷村役場, 1903-1952年, 「饗庭野ニ関スル書類」